

江府町告示第 51 号

江府町特定居住促進協議会設置要綱の制定をここに公布する。

令和 7 年 7 月 14 日

江府町長 白石祐治

令和 7 年 7 月 14 日
江府町告示第 51 号

江府町特定居住促進協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成 19 年法律第 52 号)に基づき、江府町における特定居住(いわゆる二地域居住)を促進することを目的とし、関係者間の連携及び情報共有を図ることを目的として「江府町特定居住促進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本協議会は、江府町の二地域居住促進に関して必要な調査及び協議を行う。

(構成)

第 3 条 本協議会は、以下の構成員をもって組織する。

- (1) 江府町長
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 特定居住支援法人の代表者
- (4) 地域団体・NPO・企業等の代表者
- (5) 学識経験者
- (6) その他、町長が必要と認めた者

(役員)

第 4 条 本協議会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名(江府町長)
- (2) 副会長 1 名(構成員の中から会長が指名)
- (3) 事務局長 1 名(副町長)

(役員職務)

第 5 条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、協議会の事務を処理する。

(事務局の運営)

第 6 条 事務局は、住民生活課長を中心として、関係各課の課長をもって構成し、協議会の円滑な運営及び施策の実施に当たるものとする。

2 前項に規定する事務局の運営は、町長が必要と認めた場合、その一部又は全部を民間事業者に委託することができるものとする。

(開催)

第 7 条 協議会の会議は、町長が必要と認めたときに開催する。

2 会長は、会議の議長となる。

(議決)

第 8 条 会議は、構成員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

(部会)

第 9 条 本協議会は、協議事項の調査・検討を行うため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の構成及び運営については、町長が別に定める。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、本協議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 7 年 7 月 14 日から施行する。